

## 外務省外交史料館が所蔵する「戦犯ファイル」八六四件の来歴

金田敏昌

はじめに

アジア太平洋地域における対日戦犯裁判を巡り、国内外で膨大な公文書が生み出され、そして取り交わされてきた。日本の法務省や旧厚生省は然り、外務省も数え切れない文書を独自に作成あるいは取得している。こうした外務省に固有な記録の一部を本稿は「戦犯ファイル」と呼ぶ。

戦後の作成ないし取得となる外務省文書は「外交記録公開」で本省から外交史料館へと移管されてきた。さればファイルの原本は「特定歴史公文書等」として永久に保存される。ただし即座に全てを閲覧できざるわけでもない。「利用制限区分」が「要審査」のファイル原本ならば「利用請求」を通じて一般の利用に供される。<sup>①</sup>

そうして今年も「戦犯ファイル」の「利用決定」が続く。振り返れば初公開から二〇余年の歳月が流れている。ここに来て「戦犯ファイル」の公開は節目を迎えるに至った。該当ファイル八件を含む「目録公開」は二〇二二年七月二十九日に実施されている。若干の例外を除き「戦犯ファイル」は移管し尽くされたと見てよい。<sup>②③</sup>

本稿の目的は「戦犯ファイル」の公開動向を振り返ることにある。

把握すべきは単なる公開件数の推移にとどまらない。類縁機関の所蔵状況を参照しつつ、公開動向の比較も試みる。「戦犯ファイル」の史料価値及び、マスキングの程度といった具体的な特色についても検証を重ねたい。

「どのようなファイルが、いつ、如何に」公開されてきたのか。「戦犯ファイル」の来歴を追うことで、外交史料館所蔵の特性と課題が浮かび上がってくることだろう。「戦犯ファイル」は紛うことなき日本の外交史料である。なお本稿は二〇二二年一月時点で「国立公文書館等」の一利用者として知り得た情報に基づく。<sup>④</sup>

### 一 「外交記録公開」と「戦犯ファイル」

対日戦犯裁判の歴史研究は戦後数十年を経て本格化した。<sup>⑤</sup> ようやく一九八〇年代に海外の国立公文書館で関連記録が公開され始めたことによる。他方で国内の研究者は国外の史料に頼らざるを得なかった。<sup>⑥</sup> 国内で関連記録へのアクセス制限が永らく続いたためである。「公文

表一：「戦犯ファイル」八六四件の公開年度

種別	分類番号 (枝番を除く)	分類計	該当する「目録公開」が実施された年度												
			1998	2011	2012	2013	2014	2015	2018	2019	2020	2021	2022		
一	D'1.3.1.1 (外務省記録)	572	412			120	40								
二	D'1.3.2.1 (外務省記録)	6	6												
三	D'1.3.0.1 (外務省記録)	80	25							1		6	34	14	
四	D'1.3.0.2 (外務省記録)	60	35	16						3		5	1		
五	D'1.3.0.3 (外務省記録)	105	48							9	14	9	23	2	
六	2020-1047~1071 2021-0064~0079 (新分類記録)	41										41			
総計		864													

書管理法」以前に「情報公開法」さえ存在しなかった。世紀転換期を経て遂に転機が到来する。一九九九年から二〇〇〇年度にかけて、法務省から国立公文書館へ約七九〇〇件の関係資料が移管された<sup>7)</sup>。先立つ九八年度に外務省側も「外交記録公開」で五〇〇

件強の「戦犯ファイル」を公開している。以後も三五〇件弱が複数回に分けて公開された。

外務省が公開した「戦犯ファイル」の数を表一に示す。筆者は総数を八六四件と指定した。各データは「外務省外交史料館所蔵史料検索システム」<sup>8)</sup>に依拠している。ただし、一から六へと至るファイルの種類に限って筆者自身が設定した。種別化の手法については後ほど説明する<sup>9)</sup>。

まず「外務省記録」と「新分類記録」の定義を確認しよう<sup>10)</sup>。両者が「戦後外交記録」を構成する。前者は「青ファイル」とも称されてきた。一九七〇年代まで運用された編纂方式である。大臣官房文書課が各課室の永久保存ファイルを体系化して綴じ直した。「門、類、項、目」の階層を持つ分類番号から大まかな内容が知り得る<sup>11)</sup>。

やがて省内の文書は業務拡大により増え続けた。そのため「青ファイル」方式は取り止められる。以降の移管対象ファイルは「新分類記録」として、システムティックな編纂を経ることなく、各課室でファイルリングされた状態のまま、外交史料館へ移管された。「外務省記録」と「新分類記録」との相異は分類番号にある。

後者の「分類番号」は単に「(移管の西暦年) — (整理番号)」を表す。確かに検索画面上で「門、類、項、目」といった当該ファイルの階層分類を知ることができる。とはいえ副題を欠いた雑駁なファイル件名から内容を窺い知ることができない。この点が「青ファイル」と大きく違う。

戦犯案件に特化した「青ファイル」群は「第一四回外交記録公開」(以下、「第一四回公開」)で初登場する。往時の『外交史料館報』(以下、『館報』)に概要が記されていた。<sup>12</sup> 同公開は「平成九年度外交記録公開」とも呼ばれる。ただし、実施は一九九八年六月一五日であり平成一〇年度中であつた。表の記載は実施時点に従う。

「第一四回公開」の「一般案件」は「東京裁判ほか軍事裁判関係および文化交流一般等を含む文化関係を対象とした。「一般案件」は「主要案件」に比して「審査作業の一部を簡略化することによって、より平易に記録の公開を推進できるように」<sup>14</sup> してある。一二八件の「主要案件」に対して「一般案件」は九〇九件を計上した。

「軍事裁判関係」は「A級戦犯に対する東京裁判関係」と「BC級戦犯に対する軍事裁判関係」の二本立てとなつている。前者は全て表一で示されている種別一の分類番号「D:1.3.1.1」に属した。<sup>15</sup> 後者は種別三から五へと至り、「D:1.3.0.1」「D:1.3.0.2」「D:1.3.0.3」の三系統に分かれていく。種別二については後述する。

「D門」は戦後「外務省記録」として、「司法・警察」の階層を表す。さらに「1類」の「司法」から「3項」の「軍事裁判」を経て「目」以下の階層へ案件が枝分かれする。このように「青ファイル」は系統立てて編纂された。引き続き、前掲『館報』も参照しつつ、各系統の案件を識別しよう。<sup>16</sup>

種別一の公開は「第一四回公開」と二〇一三年度以降の「目録公開」で達成された。<sup>17</sup> とはいえ極東国際軍事裁判の法廷記録は公開当時「一

般に知られて」おり、種別一に史料としての新規性を見込むことはできない。ただし裁判記録外の文書が別に存在する。該当する文書群は「BC級戦犯関係」の種別三から五に亘り収録されていた。

種別二も「第一四回公開」で公開されている。前掲『館報』には記載されていないものの、「ニールンベルグ国際軍事裁判関係一件」と題するファイルが並ぶ。案件が対日裁判と異なるためだろうか。いずれにせよ、然るべき編纂を経て「極東国際軍事裁判関係一件」と並ぶ分類番号が付されている。<sup>18</sup> 本稿は同系統を「戦犯ファイル」に加えた。

種別三はGHQSCAP宛往信を始め裁判の開廷に至るまでの経緯を含む。種別四は判決ほか各地の法廷記録を編綴する。種別五はA級及びBC級戦犯の釈放問題を巡る記録で占められた。まさしく釈放問題をカバーした「戦犯ファイル」に外交史料としての固有性が表れている。この点について第三節で詳説したい。

種別六に目を転じよう。「外務省記録」と異なり「新分類記録」を案件毎にグループ化することは難しい。確かに四一件が目録上で連番を有して並ぶ。ただし内容面の連続性は見えてこない。<sup>19</sup> というのも、件名の半数近くが「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係」程度に過ぎず、具体的なサブタイトルを欠いたままとなつている。

しかし、各ファイルの「目録詳細」を突き合わせることで連続性が認められた。それは「史料概要」に顕著である。殆どに「釈放」や「仮出所」の語が含まれていた。例えば「オランダ、豪州、米国及び英国関係戦犯者の仮出所、終戦十周年に際しての巣鴨在所者全員釈放の勸

告に関する文書を含む<sup>(20)</sup>といった具合である。

「作成課室／旧蔵者」は一二件のアメリカ局北米課を除くと同局戦犯室であった。最も古い「開始時期」は一九四六年五月六日、最新の「終了時期」は一九五九年二月二日となっている<sup>(21)</sup>。一九五八年に実施された最後の釈放は一八名の米国関係受刑者を対象とした。ファイルの作成主体や対象期間も連続性を裏付けている。

こうして筆者は「戦犯ファイル」を六つの種別に整理した。ただし、件名に「軍事裁判」、「戦犯」、「戦争犯罪人」の語を持つファイルは八六四件以外にも存在する<sup>(22)</sup>。管見の限り十数件が確認された。本稿は一旦これらを「準戦犯ファイル」として表に計上しない<sup>(23)</sup>。いずれにせよ本論自体は八六四件内で成立する。

## 二 国立公文書館と「\*戦犯関係」

続けて、外交史料館所蔵「戦犯ファイル」の特色に一段と迫るべく国立公文書館の所蔵状況を参照しつつ、公開動向の比較を試みたい。同館は法務省から移管された関連簿冊およそ七九〇〇件を保有する<sup>(24)</sup>。移管元が異なれば史料の性質も違う。加えて公開の経緯には特殊な事情も横たわる。比較を通して各館の特性が際立つだろう。

まず戦犯マターを巡る日本政府内の業務分担に触れておく。サンフランシスコ平和条約第一一条により日本政府は一定の権能を与えられ

た。同条文のポイントは二点に集約される。第一に刑の執行は日本へ「完全移管」された。第二に赦免、減刑、仮出所は日本の「勧告」を要する。釈放の権限自体は裁判主権国に残された<sup>(25)</sup>。

並行して法律や省令の整備が急ピッチで進む。国会審議を経て昭和二七年法律第一〇三号「平和条約第一一条による刑の執行及び赦免等に関する法律」が条約の施行と同時に発効する。さらに「平和条約第一一条に定める赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定に関する連絡の手続に関する政令」を始め諸細目が制定された<sup>(27)</sup>。

刑の執行は法務省矯正局の所管となる。同省保護局は勧告事務を司った。勧告に向けた具体的な審査を法務省の審議会である中央更生保護審査会が担う<sup>(28)</sup>。勧告の決定書は法務省から外務省へ送付された。外務省は法務省から取得した書類一式に口上書を添えて、関係国の駐日大使館へ通告する。勧告に外務省は主導権を持たない。

業務分担は史料の残り方に反映される。「国立公文書館デジタルアーカイブ」の「資料群階層」で戦犯関係に関する情報を探ってみよう。「行政文書」から「法務省」へ降ると様々な資料群が並ぶ。同階層に「\*戦犯関係」も姿を現す。簿冊として約七九〇〇件を擁する「\*戦犯関係」に三つの下位資料群が紐付く。それぞれ解題しよう。

一つ目が「東嶋刑務所関係資料」である。「簿冊件数」は一七二二を数えた。各簿冊の「請求番号」は「平二法務00177100」から「平二法務01888100」に及ぶ<sup>(29)</sup>。「0177」から「1888」へと続く連番が一七一二件の存在を示唆している。「平二法務」は一九九九(平成

一一）年度に法務省から移管されたことを表す。

「作成・取得部局」として法務省矯正局がクレジットされている。部局の「組織歴」も添えられていた<sup>30)</sup>。これにより改組や名称変更の履歴が分かる。「移管元機関等」にも移管の経緯が記されていた。なお、本稿では「作成・取得部局」や「移管元機関」につき「原課」の呼称も用いている。

同資料群の「内容」は前述した業務分担と重なり合う。一例として転載すれば「①巣鴨ブリズン・巣鴨刑務所在所者身分帳（No. 一〇一 No. 一四七一）」、「②巣鴨刑務所状況日報、在所者名簿、パロール関係綴等」、「③巣鴨慰問アルバム、写真・レコード・録音テープ」である。やはり刑の執行に関係するキーワードに富む。

注目すべきは利用状況である。「利用制限区分」として「公開」ないし「部分公開」済みの簿冊は二〇三件に過ぎない。つまり直ぐにも閲覧可能なファイルは僅かとなる。それ以外は一件の「要審査」と一五〇八件に及ぶ「非公開」の簿冊だった。後者は全一四六六件の「巣鴨刑務所在所者身分帳」を含む<sup>31)</sup>。

二つ目の「戦争犯罪人赦免関係資料」に移ろう。二〇〇〇年度に法務省保護局は「平12法務00001100」から「平12法務00180100」の一八〇件を移管した<sup>32)</sup>。「内容」の「①戦犯赦免・減刑・仮出所処分決定書綴、仮出所者原簿」、「②戦犯個人別記録（米・英・仏・蘭・豪・A級）、記録簿」が釈放事務を想起させる。

「資料群詳細」中「年月日」の項目に着目しよう。そこから収録文

書を作成ないし取得した時期の始点と終点が分かる。同資料群の場合は一九五二年から五八年であり、平和条約発効後の釈放マターが展開される時期と軌を一にした。こうした資料の周辺情報も中身を判断する材料として役に立つ。

残念ながら利用状況は「巣鴨刑務所関係資料」と同様のステータスにとどまっている。一八〇件中の「部分公開」は五件に過ぎない。残るは全て「非公開」である。肝心の中身が掴めない。例えば「①」の「処分決定書」は関係国サイドから受領した文書とも読み取れる。本邦サイドの「勧告決定書」も綴じ込まれているのだろうか。

「非公開」の大部分は一六一件に上る「戦犯個人別記録」で占められていた<sup>33)</sup>。数百名分の個人情報を含む記録と考えられる。釈放の個別具体的な実態を伝える一次史料は質量ともに限られてきた。「巣鴨刑務所関係資料」と「戦争犯罪人赦免関係資料」を併せた約一九〇〇件中の「非公開」約一七〇〇件も然りである。

三つ目の資料群に目を転じよう。残すは一九九九年移管の「戦犯裁判関係資料」である。移管元の法務省司法法制調査部は平和条約一条に起因する業務分担と接点を持たない<sup>34)</sup>。むしろ事後的な資料の蒐集において本分が尽くされた<sup>35)</sup>。一九五〇年代に着手された同事業は七〇年代まで継続されている。

なお、復員庁で同様の業務に従事した人物として、豊田限雄や井上忠男が挙げられよう。彼らは法務省に鞍替えした。一九五六年に「戦争裁判関係資料蒐集大綱」が省議決定される<sup>36)</sup>。「予算の許す限り漏れ

なく」掻き集めることが目指された。それゆえ内容物は多岐に亘る。媒体は「録音テープ、マイクロフィルム」にも及ぶ。

「戦犯裁判関係資料」の収録物を二分してみた。まずA級関連の同時代的な記録となる。「①A級裁判記録・A級裁判速記録」、「②A級の記録関係、日誌、新聞切り抜き資料等、極東国際軍事裁判資料目録、豊田・田村裁判記録」、「③A級弁護関係資料、A級弁護研究資料、ニューロンベルク裁判(独・ナチス)関係」であった。

それ以外の収録対象は実に幅広い。筆者自身も閲覧を重ねた。「④BC級マニラ裁判記録、調査表、BC級事件ファイル」、「⑤厚生省移管資料(A級裁判、BC級裁判、復員援護関係等資料)」、「⑥司法法制調査部研究・調査資料、各裁判国別参考資料、戦争受刑者世話会関係資料」<sup>(37)</sup>となっている。

資料件数は六〇〇三件を数えた。請求番号は「本二第案01889100」から「本二第案08093100」まで続く<sup>(38)</sup>。「公開」ないし「部分公開」は四四三七件を数えた。それ以外は「要審査」として今のところ閲覧不可能である。「非公開」は存在しない。僅かならぬ利用の跡が窺える。現実に同資料群の存在は広く周知されてきた。

例として国立公文書館ウェブサイトの「よくあるご質問」<sup>(39)</sup>を紹介しよう。「法務省から移管された戦争裁判関係資料を探すにはどうしたらよいですか?」のコーナーはページを割いて「六〇〇三件」を紹介する。「約一九〇〇件」を数えた「巣鴨刑務所関係資料」及び「戦争犯罪赦免関係資料」の存在には触れていない。

「戦犯裁判関係資料」の傍らで刑の執行と釈放に関する記録は大よそ眠り続けてきた。既に当事者の殆どが他界してもいる。生の声に耳を傾けられる貴重な史料かもしれない。果たしてアクセスは叶うのか。しかしながら早期の公開は難しいと考えられる。順を追って説明しよう。

国立公文書館へ移管された「特定歴史公文書等」ならば「要審査」と「非公開」の別なく「利用請求」自体は可能である。「特定歴史公文書等」は「国立公文書館等」へ移管された「歴史公文書等」を指す。「歴史公文書等」は「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に値する。「国立公文書館等」は外交史料館も含む。

「利用請求」を受理した「国立公文書館等」は審査に取り掛かる。「利用制限情報」に該当しなければ「特定歴史公文書等」は利用に供されてきた。ただし文書の内容により審査は時間を要する。すると利用決定に至るまでの期間が延長されていく。「利用請求」を大量に抱えると致し方のないことではある。

まさしく「巣鴨刑務所関係資料」及び「戦争犯罪赦免関係資料」の非公開簿冊こそが審査に時間を要するとされてきた<sup>(40)</sup>。何故だろうか。日暮吉延は「身分帳」と「個人記録」等の「個人情報」<sup>(41)</sup>のためと推定した。すなわち機微な「利用制限情報」に富むということである。筆者も同じ見地に立つ。

よって「時の経過」に望みが託される。「利用制限情報」の不開示は永遠に続くわけでもない。文書の作成ないし取得から五〇年、八〇

表二：抜粋「三〇年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある 情報の種類の例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴
		ロ 財産又は所得
		ハ 採用、選考又は任免
		ニ 勤務評定又は服務
		ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族
		ロ 家族、親族又は婚姻
		ハ 信仰
		ニ 思想
		ホ 伝染性の疾病、 身体の障害その他の健康状態
ヘ 刑法等の犯罪歴 (罰金以下の刑)		
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える 適切な年	イ 刑法等の犯罪歴 (禁錮以上の刑)
		ロ 重篤な遺伝性の疾病、 精神の障害その他の健康状態

年、一一〇年を節目として、機微な個人情報は漸進的に公開されてきた。それは国立公文書館と外交史料館に共通した措置である。根拠となる法令規則を見ておこう。

国立公文書館は「公文書管理法」の施行より「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」<sup>(4)</sup>を運用してきた。外交史料館も「国立公文書館等の基準を踏まえ」て「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」を公表している。<sup>(5)</sup>

ともに別添「三〇年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を伴う。表二に抜粋する。一九五〇年代から七〇年が経つ。五〇年は過ぎた。「一一〇年」の「イ 刑法等の犯罪歴」に戦犯は該当しない。「非公開」とされた資料群は「八〇年」以上に設定された「重要な個人情報」を含むと予想される。

国立公文書館の「\*戦犯関係」は公開し尽くされていない。確かに「蒐集」文書や「研究・調査資料」へのアクセスは実現した。しかし、法務省矯正局及び保護局内の日常業務を通して集積された文書は、二〇余年前に移管済みながらも殆ど利用の段階へ至らず仕舞となつている。「約一七〇〇件」が公開される日を待ちたい。

### 三 「戦犯ファイル」の特色

外交史料館所蔵の「戦犯ファイル」に戻ろう。もとより旧厚生省や法務省の事務系統とは異なる文書蓄積の経路が外務省に存在した。<sup>46</sup> 外務省は戦後直後より戦犯の弁護対策や渉外事務に従事してきたからである。弁護対策は表一種別一の五七二冊に關係していた。<sup>47</sup> 渉外事務の一部は種別三と四の計一四〇冊にファイリングされる。<sup>48</sup>

平和条約を経て外務省に新たな責務が課された。役目は法務省の勸告を關係国へ送付するだけでない。外交による釈放の促進が目指された。それに呼応して一九五三年六月より大臣官房戦犯室が關係部局、關係省庁、民間關係団体とも連絡を取り合う。同室は一九五七年九月にアメリカ局へ移管されてからも当事案を継続した。<sup>49</sup>

果たして史料の残り方は業務分担と重なり合う。釈放推進を巡る実態が記録に刻み込まれていく。時に受刑者の生々しいリアルな日常も書き留められた。まさしく表一の種別五と六のファイル群がそれに相当する。外交史料館は、こうした日本政府固有の記録を漸進的に公開してきた。

加えて「我が国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉の先例ともなりうる基本的史料」たる『日本外交文書』は、二〇二二年の「昭和期IV 日米關係」で「戦犯釈放問題」<sup>50</sup> について三八点の文書を採録する。「官民相呼応」<sup>51</sup> して釈放熱が高まる中で外務省も大きなプレッスを示す。一例を紹介しよう。

一九五二年七月二二日付けで岡崎外務大臣より在米国の新木大使へ訓令が通達された。狙いは平和条約発効から遅々として進まぬ米国防

係戦犯の釈放を推進する所にある。戦犯の間で「日本が自主的に本件の処理に当ることとなつて以来、未だ一人の仮出所も見ない点について、著しく不満が昂じ」ていた。

尚且つ「昨今は一の政治問題」として「殊に外務省の態度を怠慢乃至冷淡なりとして強い反感が示され」たため、大臣自ら巢鴨刑務所へ赴き戦犯代表者に「事情説明旁々説得に努め」ている。戦犯も外務省を問題解決の重要な担い手として認識していた。彼らの期待に応えるべく同省は關係国と折衝を重ねていく。

その結果として種別五と六のファイル群が蓄積されたのである。種別五は一〇五件の「外務省記録」すなわち「青ファイル」で占められた。うち四八件は一九九八年度の「第一四回公開」で公開されている。残る五七件の「目録公開」は二〇一八年以降に順次実施された。ここ数年で種別五の半数以上が公開されたことになる。

四一件の「新分類記録」からなる種別六も公開されて日が浅い。該当する全ファイルの「目録公開」は二〇二〇年度中に実施された。近年にかけて公開されたファイルは表一で塗りつぶした範囲に相当する。その数は種別五と六を合わせて九八件に上った。史料としての価値も高い。

一九九八年度に公開された「戦犯ファイル」だけでも広く社会の反響を呼んだ。旺盛なメディア報道に続けて学術的な研究も上梓された。本稿では釈放マター四八件のファイルを利用した研究として日暮のほか内海愛子の名を挙げておく。<sup>52</sup> これらの有意義な研究成果を新しく公

開された九八件がアップデートしていくだろう。

筆者自身も新しく公開された種別五と六のファイル群に目を通して  
いる。もちろん、閲覧できたファイルの数は依然として限られている  
ものの、それでも新旧公開ファイルの収録文書に一部重複が生じてい  
ることに気づいた。主な重複文書として活字化された報告書や写本が  
多い。重複した要因は「編纂方式」の違いにある。

種別五は「外務省記録」であり、種別六は「新分類記録」であった。  
後者は、前者のような体系的な編纂を経ないまま、外交史料館へ移管  
されてくる。種別五と六も共にファイルを紐解けば、純粹な意味での  
「原課」は戦犯室と見て取れた。<sup>55</sup> ファイル期間も概ね共通している。  
当然にして収録文書の重複は起き得た。

とはいえ重複を伴いながらも種別六は貴重な記録に富む。正本と認  
められた文書も多数に亘る。<sup>56</sup> 副本でさえ豊かな書き込みが至る所に見  
受けられた。「釈放推進」を旨指した外務省内における意思決定のプ  
ロセスが窺い知れる。今後、新旧公開ファイルを総合的に活用した研  
究成果が待望される。

史料としての目新しさは種別六に限られない。種別五中の「五七件」  
にも注目に値する文書群が潜む。中でも「講和条約発効後における本  
邦人戦犯取扱関係雑件 仮出所者関係（勸告書）」<sup>57</sup> が四九件に及ぶ分  
厚い束を成す。筆者自身は全四九巻中第二八巻へと至る米国関係文書  
から釈放の一実態を明らかにした。<sup>57</sup>

当該史料の特長は数知れない個人情報を含む点にある。それも表二

の「重要な個人情報」に事欠かない。随所から受刑者及び家族の個性  
的な述懐が目飛び込んでくる。敢えて出所を拒む奇特な戦犯の声も  
刻まれていた。吉田裕は同ファイル群こそ「本格的」な「戦争の総括」  
に耐えうる史料と評価する。<sup>58</sup>

同ファイル群は今一つの特長を有していた。件名の「勸告書」に注  
目しよう。純粹な意味での「原課」は外務省内に存在しなかった。実  
質的な文書は法務省側で作成され、外務省は「勸告書」に添える口上  
書を作成したに過ぎない。内実は取得文書であった。もちろん外交交  
渉の過程で参照された可能性は大いにある。

文書の作成者は主として中央更生保護審査会委員長であった。同審  
査会が赦免、減刑、仮出所の勸告を決定する。つまり本来的な「原課」  
は法務省保護局であった。「勸告決定書」は種々の「審査資料」も伴う。  
「行状成績報告書」や「刑務所の長の意見書」が含まれていた。両文  
書は同省矯正局の手による。

既述の通り、国立公文書館所蔵「\*戦犯関係」中「巣鴨刑務所関係  
資料」及び「戦争犯罪人赦免関係資料」の大部分が「非公開」とされ  
てきた。これら史料はまさに法務省矯正局と保護局の主管文書である。  
外交史料館から公開された「勸告書」シリーズが少なからず「\*戦犯  
関係」の非公開簿冊を補うに違いない。

種別五と六は今なお利用の余地を残している。表三に現況を整理し  
た。データは表一と変わらず「外務省外交史料館所蔵史料検索システ  
ム」に依拠している。筆者により「第一四回公開」分を「公開時期」

の「旧」とし、ここ数年來の「目録公開」分を「新」とした。まずは「利用制限区分」から説明しよう。

「公開」は全冊公開を表す。「公開」の語意は「外交記録公開」や「目

表三：種別五と六の「利用制限区分」(2022年11月時点)

種別	分類番号 (枝番を除く)	公開 時期	計	公開	部分 公開	要審査
五	D'.1.3.0.3 (外務省記録)	旧	48	5	3	40
		新	57	1	49	7
六	2020-1047~1071 2021-0064~0079 (新分類記録)			41	6	7

録公開」と概念的に異なる。「部分公開」は利用制限による文書のマスキングを伴う。「要審査」は未だ「利用請求」を受けていない、あるいは「利用決定」されていないことを意味する。「非公開」の語は見当たらない。

「部分公開」に値する各「文書名」と「利用を制限する理由」はファイル原本の冒頭シートで示されてきた。「理由」は「戦犯ファイル」ならば「利用等規則第一一条第一項第一号イ」に依って立つ。<sup>39)</sup>同規定の対象は「情報公開法」第五条第一号に基づく。そこに掲げられた「不開示情報」とは「個人に関する情報」<sup>40)</sup>である。

「部分公開」の問題に先んじて、「要審査」へ論点を移そう。種別六の全四一件について「要審査」は二八件と七割近い。当該ファイル群の「外交記録公開」は二〇二〇年一月三〇日と翌二二年一月二九日に実施されている。移管されて間もないこともあり、今後の「利用請求」に伴い「要審査」は解消されていくだろう。

特記すべきは「史料概要」である。全てのファイルに具体的な収録内容が記載されており、「利用請求」に当たって対象ファイルの目星を付けやすくなった。釈放を目指した「関係国とのやりとりに関する文書」<sup>41)</sup>も目に留まる。「釈放推進」の実態説明が次第に捗ることを待ち望みたい。

種別五の「新」は種別六とは異なった公開動向にある。対象ファイル五七件中の「要審査」は七件に過ぎない。既に五十件が閲覧可能な段階へと至っている。四九件を数える「勧告書」シリーズも、四五件が「部分公開」で閲覧に供されてきた。同シリーズ以外の「要審査」ファイルは二件だけとなる。

これら二件はひととき存在感を放つ。「公開目録」上で「戦犯ファイル」八六四件のラストを飾った二巻シリーズこそが「講和条約発効

後における本邦人戦犯取扱関係雑件 台湾人、韓国人関係<sup>(63)</sup>である。公文書が残されてきたこと自体を評価したい。最早「外国籍戦犯問題」<sup>(63)</sup>は社会から忘れ去られようとしている<sup>(64)</sup>。

彼らは「日本人」として裁かれた。平和条約は彼らを外国人に変える。しかし「日本人」として服役は続く。出所すれば外国人として恩給ほか公的な援助の対象から外される。そうした実情に事欠かない記録たる「史料概要」<sup>(65)</sup>から連想された。日本の歩みを「本格的に総括」するうえで「戦犯ファイル」は欠かせない。

かたや種別五の「旧」は四八件中四〇件の「要審査」を含んでいた。ただし複製物による閲覧は可能である。「検索結果一覧」上で「要審査」と表示されるものの、「旧」のファイル群は「外交記録公開閲覧申込番号」を備えていた。例えば「D:1.3.0.3(CP58)」となる。「CP」は「コピーファイル」による複製物を示す<sup>(66)</sup>。

他方、原本閲覧は「要審査」とされてきたため、「利用請求」が必要となる。ファイルを手つ取り早く閲覧したいならば複製物を見るほかない。しかし、名簿を代表的な例として、複製物上の「黒塗り」は、一面に亘ることもあった。往時の審査基準からして、個人を識別する情報は徹底的に伏せられたのだろう。

今や「時の経過」を経た「重要な個人情報」の一部は「利用制限」に値しない。表二の通りである。同時に「公文書管理法」は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を利用の制限外としてきた<sup>(67)</sup>。少なくとも世に知られてきた戦犯の氏名は公開さ

れなければならない。

一方で日暮によれば外交史料館は二〇二二年時点で「BC級戦犯関係記録については、今日においても、未だ個人のプライバシーを損ねる惧れが非常に高いことから、被疑者の氏名等を削除のうえ、公開」しているという<sup>(68)</sup>。典拠は「第一四回公開」時に公表された『館報』である。それから既に二〇余年の歳月が流れた。

事実、往時の「利用制限」は刷新されている。国立公文書館も「\*戦犯関係」中の個人情報に相当程度オープンにしてきた<sup>(70)</sup>。「最終審査日」が浅ければ、全てとはいえないものの、氏名、本籍地、留守宅住所といった個人情報が伏せられていない。とはいえ、未だ氏名にマスクングを施した文書も散見される。

外交史料館も「戦犯ファイル」の「利用制限」を緩和してきた。例えば「本邦戦争犯罪人関係雑件 各種名簿関係 第六巻 雑名簿」<sup>(71)</sup>に目覚ましい。全くマスクングされていない住所録が見受けられる<sup>(72)</sup>。家族の氏名も知れるようになってきた。国立公文書館と同じ法令規則に立脚しつつも、運用実態に各館の特性が現れている。

こうした成果も「戦犯ファイル」の主な特色といえる。とりわけ外務省固有の釈放マターを巡る目新しいファイルが近年にかけて続々と「利用決定」された。しかもマスクングが大幅に減らされている。史料としても利用の観点からしても、「戦犯ファイル」の価値は極めて高い。

おわりに

「どのようなファイルが、いつ、如何に」公開されてきたのか。本稿では外務省外交史料館が所蔵する「戦犯ファイル」の来歴について検証を重ねてきた。それは公開の時期と件数にとどまらない。ファイルの具体的な特色にもアプローチした。明らかになった点を三つ挙げておく。

第一に「戦犯ファイル」は国立公文書館の「\*戦犯関係」とは異なる経路で外交史料館へと移管されてきた。「経路」は日本政府内の業務分担と重なり合う。国立公文書館には法務省や厚生省で作成ないし取得された文書が移管されている。外務省固有の文書は特に釈放推進事案を反映していた。

第二に国立公文書館の「\*戦犯関係」は僅かならぬ非公開資料を抱えている。平和条約発効後に刑の執行と勧告事務を引き受けた法務省矯正局及び保護局の主管文書が該当した。「非公開」の理由として個人情報情報の審査に時間を要することが考えられる。なお、外交史料館の「戦犯ファイル」に「非公開」は存在しない。

第三に外交史料館も国立公文書館とともに個人情報の「利用制限」を緩和してきた。個人情報の審査に当たり、両館は公文書管理法に基づき同様の法令基準を適用している。しかし実態に差異も見られた。外交史料館は国立公文書館の非公開資料を補うファイルも公開している。

こうした諸点を踏まえると、外交史料館の特性が浮かび上がつてこよう。「戦犯ファイル」は紛うことなき外交史料として固有の高い価値を秘めている。利用の観点からしても「利用制限」の大幅な緩和という成果を得た。最後に幾ばくかの克服すべき課題を指摘しておきたい。

一つ目は「準戦犯ファイル」の公開状況である。当該ファイルは本論で扱い切れなかった。その中に少数ながらも「未移管ファイル」が存在する。現時点において「開示請求」の手間をかけない限り自身は知り得ない。「保存期間満了」は二〇二六年とされている<sup>(73)</sup>。適切に移管されるまで注視せねばならない。

二つ目としてアジア歴史資料センターによる発信が待たれてきた<sup>(74)</sup>。通称「アジ歴」はデジタル化された「アジア歴史資料」を二〇〇一年の開設以来インターネット上で公開している。外交史料館も「戦後外交記録」の史料画像を提供してきた。その数は現時点で一八三九万件に上っている。

戦犯関係でキーワード検索を進めると、外務省作成ないし取得の文書は若干ヒットした<sup>(75)</sup>。しかし現時点で「戦犯ファイル」の画像は一枚も「アジ歴」に提供されていない。近年の「目録公開」分も含め、「戦犯ファイル」に対するニーズは国内外を問わず高まることだろう。ウェブ上で貴重な史料にアクセスできる日が待たれる。

三つ目に「利用制限」の対象がファイル間で一貫していない。古くに審査されたファイルは「黒塗り」のままとされてきた。「時の経過」

が加味されていない。「本格的に戦争の総括」を果たすうえで個々人の記録も史料となる。「戦犯ファイル」こそ「利用制限」から解かれた状態が望ましい。

関連して国立国会図書館憲政資料室の所蔵資料に触れておこう。<sup>(7)</sup> 無数の戦犯に関する記録が評判を得てきた。<sup>(8)</sup> それらは米国機関の所蔵を出自とする。国会図書館は「国立公文書館等」に属さないため個人情報扱いも異なってきた。「黒塗り」の措置は取られていない。一方で知り得た情報を公表する場合に配慮が求められる。

ドイツの公文書館が似通う。筆者は現地で戦後警察の文書を閲覧した。犯人や被害者の氏名から住所まで全てが公開されている。ただし、公表時の配慮は要請された。<sup>(9)</sup> 日本の「国立公文書館等」と逆である。<sup>(10)</sup> 「利用制限」により予めマスキングが施され、公表に当たり特段の配慮は促されない。いずれが理に適切であろうか。

若干の課題は残るものの、「戦犯ファイル」が「後世に残すべき価値のある歴史的に重要な公文書等」<sup>(11)</sup> であることは論を待たない。この「価値」は利用されてこそ真価を發揮する。<sup>(12)</sup> そのために「アジ歴」公開や「利用制限」の緩和といったアクセシビリティの向上も欠かせない。「戦犯ファイル」の本格的な活用が待ち望まれる。

## 注

(1) 厳密には「公文書管理法」が施行された二〇一一年四月一日以降のことである。戦後外交記録を巡る公開方法の変遷について外務省ウェブサイトに「公

文書管理・外交記録公開」を参照。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/kitoku\\_kokai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/kitoku_kokai.html)

(2) 「令和四年七月二十九日外交記録公開 概要」のうち分類番号D門を参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100375399.pdf>

(3) 「若干の例外」につき註(23)で補足した。

(4) 「戦犯」を巡る研究者及びアーキビストとしての個人的な足跡につき金田敏昌「当事者不在のB・C級戦犯と公文書【歴史と場】第五回」『歴史学研究月報』No.740、歴史学研究会編、二〇二一年八月、六一―七頁。同稿は外交史料館着任の前に執筆された。

(5) 直近の解題として日暮吉延「解題」『オンライン版法務省旧蔵東京裁判・戦争裁判関係資料』J-DAC（ジャパンデジタルアーカイブセンター）、配信開始二〇二二年六月二十八日。  
<http://j-dac.jp/tokyo/rital/index.html>

(6) 一次史料に乏しいがゆえ、オーラルエビデンスを用いた研究も編み出された。代表例として内海愛子『朝鮮人B・C級戦犯の記録』勁草書房、一九八二年（文庫版は岩波現代文庫、二〇一五年）。

(7) 法務省移管ファイルの資料階層は、以下論考中「表二」として図示されている。大江洋代・金田敏昌「国立公文書館所蔵「戦争犯罪裁判関係資料」の形成過程とB・C級戦争裁判研究の可能性」『歴史学研究』第九三〇号、歴史学研究会編、二〇一五年四月、一九―三三、三九頁。

(8) <https://www.da.mofa.go.jp/DAS/meta/detail>

(9) 「目録公開」が実施された年度は検索結果の「外交記録公開年月日」に

基づく。「外交記録公開年月日」と「移管年月日」は必ずしも一致しない。ただし、本稿では説明を省略する。

- (10) 浜岡鷹行「新文書管理システム」導入以後の外務省公文書管理―戦後外交記録「新分類記録」の特徴把握のための一考察―『外交史料館報』第三四号、二〇二一年三月、八五―一〇六頁。外交史料館による定義は同館ウェブサイト「戦後外交記録」のコーナーに記載。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/galiko\\_kiroku.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/galiko_kiroku.html)

以下、出典記載につき「戦後外交記録」の史料群名を持つファイルは全て「新分類記録」となる。「青ファイル」には「外務省記録」の史料群名を付した。外交史料館ウェブサイト上、当館所蔵史料の出典記載(引用)について」の記載例を踏襲。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22\\_003087.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_003087.html)

- (11) 戦後「外務省記録(青ファイル)」分類表(移管・公開分)を参照。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100159474.pdf>

- (12) 各回の「外交記録公開目録」と「概要」はウェブ上で一望できる。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/ikan.html>

- (13) 「戦後外交記録公開 平成九年度外交記録公開」『外交史料館報』第二二号、一九九八年六月、一三八―一五七頁。同内容は外務省ウェブサイトにおいても実施日付で公表された。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/>

[gshir/gshir\\_14.html](#)

- (14) 「戦後外交記録公開 平成九年度外交記録公開」、一五六頁。  
(15) 「外務省記録」すなわち「青ファイル」の場合、例えば「D:1.3.1.164」のようにファイルの多くは枝番を伴う。

- (16) 「戦後外交記録公開 平成九年度外交記録公開」、一五六―一五七頁。

- (17) 『館報』は「関係記録の全てを公開」したと説明している。この点について修正が必要といえよう。「戦後外交記録公開 平成九年度外交記録公開」、一五六頁。

- (18) 「外務省外交史料館所蔵史料検索システム」の階層検索で確認できる。一点はメインタイトルのみ。残り五点は「起訴状関係」、「裁判速記録(英文)」、もしくは「判決速記録(英文)」のサブタイトルを有する。

- (19) 「外交記録公開年月日」は二〇二〇年一月三〇日及び二〇二一年一月二九日。公開目録及び概要の掲載URLにつき註(12)を参照。

- (20) 戦後外交記録「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係」2020-1056の目録情報を参照。

- (21) 「開始時期」は戦後外交記録「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係(放免勧告)」2021-1064、「終了時期」は戦後外交記録「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係」2021-1065が該当する。

- (22) 戦犯関係の文書を収録したファイル自体は数知れず存在する。例えば一九七六年五月三十一日の「第一回外交記録公開」にリストアップされた外務省記録「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍との間の来往信綴」A.1.0.0.2-2も計り知れない数の関係文書を含む。要人往来

の過程で発生した文書も少なくない。一例として外務省記録「重光外務大臣訪米関係一件 携行資料」A.1.5.2.3.3を挙げておく。史料概要に「一九五五年八月の重光外務大臣の米国訪問時の携行用サブ資料（和・英文）を収録。日ソ交渉、中国問題、防衛問題、戦犯釈放問題、自立経済に関する資料を含む。」と記されている。

- (23) 例えば外務省記録「管理財産関係雑件 戦犯容疑者財産関係」K:5.3.0.「」を参照。なお、この十数件に中共関係のファイルは計上されていない。一例として外務省記録「中共地区釈放「戦犯」引揚関係」K:7.1.3.8、戦後外交記録「邦人戦犯釈放（中共）」2016-0069、戦後外交記録「本邦戦争犯罪人釈放／中共」2016-0070の三件を挙げておく。ソ連関係で件名に「軍事裁判」、「戦犯」、「戦争犯罪人」の語を含むファイルは存在しない。

これら移管済みファイルとは別に、未移管ファイルも眠り続けている。「行政文書ファイル管理簿の検索」で件名に「軍事裁判」の語を伴うファイルが七件ヒットした。いずれもファイルの作成・取得時期からして対日戦犯裁判関係と史料される。しかし、具体的な内容が掴めないため種別化に至らなかった。同ファイル群の「保存期間満了時期」は全て二〇二六年二月三日、「保存期間満了時の措置」は「移管」とのこと。当初の「保存期間満了日」は一九五六年二月三日である。その後「保存期間延長」が続いた。まさしく同未移管ファイルこそが「若干の例外」に当たる。以下、「e-Gov 文書管理」にて確認。

<https://administrative-doc.e-gov.go.jp/service/Research>

- (24) それ以外に二〇一六年度を中心に厚労省より移管された資料群も存在する。解題について今後の課題としたい。

- (25) 主な参考資料として「第六章 釈放」「戦争犯罪裁判概要（司法法制調査部昭和四八年八月刊行）」、以下国立公文書館所蔵、[長二階 06334100、四一五―四四八頁](#)。

- (26) 条文中の釈放に関わる記述は以下の通り。「これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。」

「日本国との平和条約」外務省編『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書 第五冊』、五九五―六三四頁より抜粋。外交史料館ウェブサイトの「日本外交文書デジタルコレクション」でも閲覧可能。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/heiwajouyaku5\\_24.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/heiwajouyaku5_24.pdf)

- (27) 前掲、註(25)「第六章 釈放」、四一九頁。

- (28) 一九五二年七月まで中央矯正保護委員会と称された。

- (29) <https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/default>

- (30) 「組織歴」によると、一九四八年二月の司法省廃止及び法務庁設置に伴い矯正総務局、成人矯正局、少年矯正局が組織された。翌年六月の法務府改組で矯正保護局へ編成替えがなされている。一九五二年八月の法務

省改組により矯正局が独立した。

- (31) 「身分帳」は一四七一までナンバリングされているが次の事由により所蔵件数は一四六六にとどまる。七四八、八四五、八四八、九三七、九七四、一三五〇が欠番、五一六は二件に分冊化されていた。
- (32) 法務府改組で設置された矯正保護局が法務省発足時に保護局として独立する。矯正局と同じく前掲、「組織歴」に基づく。
- (33) 請求番号順でシリーズは「昭和二七年度・二五六・戦犯個人別記録(米)三〇九〇三三三・仮出所」に始まり「昭和二八年度・一六七五・戦犯個人別記録(A級)八〇二二・赦免」で終わる。
- (34) 二〇〇一年以降の呼称である。一九五二年八月の法務省設置時点は法務省大臣官房調査課。五八年五月に大臣官房司法法制部へと改組された。前掲、「組織歴」による。
- (35) その一環で釈放関連の文書自体は作成ないし取得されてもいた。釈放関連業務の現場で作成された文書と性格は異なる。
- (36) 「戦争裁判関係資料収集業務の矯正局より大臣官房移管に伴う中継覚・法務省矯正局(昭和三四・五・一八司法法制課複製)」、[平二法務07187100](#)所収。前掲、大江・金田「二〇一五年」、二六頁。
- (37) 例えば「[平二法務06528100](#)」から「[平二法務06605100](#)」にかけて収録された都道府県別「出張調査報告書」群は示唆に富む。一九七〇年代にかけて当事者への聞き取りが重ねられていた。
- (38) 「[平二法務07487100](#)」から「[平二法務07608100](#)」に至る二〇二件は存在しない。欠番となっている。
- (39) 同ページ下段「所蔵資料について」の第六項目。  
<https://www.archives.go.jp/guide/faq.html#QC06>
- (40) 一般向けの解説が同上「よくある質問」に整理されている。  
<https://www.archives.go.jp/guide/faq.html#QB01>
- (41) 関連事項が「独立行政法人国立公文書館等利用規則」や「外務省外交史料館利用細則」等の規則によって定められてきた。  
<https://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa.pdf>  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/riyo\\_saisoku.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/riyo_saisoku.html)
- (42) 筆者のレファレンス体験に基づく。
- (43) 前掲、日暮「二〇二二年」、二五頁。
- (44) 二〇二一年四月一日の館長決定に基づく。最終改正は二〇二二年四月一日。  
[https://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa\\_2011\\_00.pdf](https://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf)
- (45) 二〇一五年四月二四日付。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shinsakijun.html>
- (46) 前掲、大江・金田「二〇一五年」が「表一 戦争裁判対応機関」にて系の整理を試みた。
- (47) 「戦争裁判関係資料の現状概要」戦後外交記録「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係」2020-1060が一九五五年六月時点の状況を伝えていた。文書の作成主体は記されていないものの法務省と見做せる。外務省は東京裁判及びニュルンベルク裁判に関係する法的記録や「研究諸資料」を保有していた。「右の資料は、主任事務官を定め約二ヶ年の日子をかけ、

- 英、和文別に各二、三百冊のファイルに整備され簡単な一応の目録を整備している」という。
- (48) 註(22)で例示したファイル群にも反映してくる。
- (49) 前掲、註(25)「第六章 釈放」、四三三―四三四頁。
- (50) 外務省編『日本外交文書 昭和期IV 日米関係 第一卷(昭和二七―二九年)』下、第六四八―六八五文書、一二七三―一二七八頁。
- (51) 前掲、註(25)「第六章 釈放」、四一五頁。
- (52) 一九五二年七月二二日付「欧米一第三九三号」(岡崎外務大臣発在米国新木大使宛「米国関係戦犯の仮出所許可の促進方訓令」前掲、『日本外交文書 昭和期IV 日米関係 第一卷(昭和二七―二九年)』下、第六五二文書、一二七六―一二七八頁。
- (53) 日暮吉延『東京裁判の国際関係―国際政治における権力と規範』木鐸社、二〇〇二年(釈放関連事案について増補された新書版として『東京裁判』講談社、二〇〇八年)。内海愛子『スガモブリズン―戦犯たちの平和運動』吉川弘文館、二〇〇四年。
- (54) 「外務省外交史料館所蔵史料検索システム」上の「作成課室/旧蔵者」について種別六は概ね戦犯室である。対して種別五の殆どは大臣官房総務課とされているものの、収録文書自体は戦犯室の作成ないし取得文書であった。
- (55) 例として戦後外交記録「戦後処理/軍事裁判・戦争犯罪人関係(仮出所促進)」2020-1067を挙げておく。在外公館から本省へ届いた電信を始めとする文書の正本が多く含まれていた。
- (56) 外務省記録、D:1.3.0.33所収。
- (57) 拙稿「出所を躊躇うBC級戦犯―外交史料館新規公開文書の跋」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第一八号、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター編、二〇二二年三月、一八―二四頁。同稿を発端としてクローズアップ現代+取材班「クローズアップ現代+あえて出所を望まず BC級戦犯 知られざる思索」(NHK、二〇二二年一月八日放映)が制作されている。
- (58) 前掲、クローズアップ現代+取材班「あえて出所を望まず」に関連した吉田裕へのインタビュー【開戦八〇年】戦後の日本へ新史料が問いかける」より以下に引用すると、「なぜこんなに情報・史料の公開が進まないのだ、といういらだちや諦めのようなものが、研究者の中にはある。しかし長い年月が流れて、ようやく本格的に戦争の総括ができる時代の入り口に立たされている」がゆえに「若い世代にはこうした史料に触れて頂きたい」、「戦争責任とか戦争協力について考えていくうえで非常に重要な史料」とのことである。  
<https://www.nhk.jp/p/gendai/is/R7Y6NGJLJ6G/blog/bl/pkEIdmYq6R/bp/pXpe343avM/>
- (59) 例えば外務省記録「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件満期出所者関係」D:1.3.0.34にて四件が該当する。文書名は「仮出所証書案」、「仮出所申請書」、「Application for Parole Date: 17 May 1952」、「在所証明書」。
- (60) 外交史料館所蔵「戦犯ファイル」上の利用制限につき筆者は「部分公開」

- 文書を網羅しているわけではない。ただし、国立公文書館は先に触れた「よくある質問」コーナーにて「個人の権利利益を害するおそれがある情報は一部利用を制限」している旨を明記している。前節の通り両館が相似する「審査基準」を適用してきた。こうした点から「戦犯ファイル」の「利用を制限する理由」も「個人情報」以外ないと推察される。
- (61) 一例として戦後外交記録「戦後処理／軍事裁判・戦争犯罪人関係(受刑者釈放)」2021-0073は「軍事裁判／戦争犯罪人に関する文書のうち、A級戦犯の釈放に向けての関係国とのやりとりに関する文書」を含む。
- (62) 外務省記録、D:1.3.0.3-12所収。
- (63) 台湾人戦犯に関する著作の例として、福永美知子『心果つるまで―日本の戦犯にされた四人の台湾のお友だち』文芸社、二〇〇二年。同じく朝鮮人につき註(64)を参照。
- (64) 前掲、拙稿「当事者不在のBC級戦犯と公文書」は朝鮮人元BC級戦犯であった李鶴来の死を切欠としている。彼は朝鮮人元BC級戦犯最後の生き残りとして、外国籍戦犯の救済を訴え続けた。李鶴来『韓国人元BC級戦犯の訴え―何のために、誰のために(教科書に書かれなかった戦争)』梨の木舎、二〇一六年。
- (65) 第一巻は「台湾並びに朝鮮半島出身戦犯に関する文書を収録。具体的に、各種名簿、人身保護請求事件を始めとする国籍問題、釈放並びに帰国に関する文書、韓国出身戦犯者更生援護会作成「趣意書(資金募集要領 事業計画書)」等の個別の文書や、四五名の赦免勧告関係文書を含む」。第二巻は「台湾並びに朝鮮半島出身戦犯に関する文書を収録。具体的には、厚生省引揚援護局作成「昭和三〇年二月一日現在 韓国、台湾出身戦争裁判受刑者名簿」を始めとする各種名簿、国家補償を求めて台湾並びに朝鮮半島出身戦犯より諸大臣に宛てられた請願書、外国籍戦犯の支援団体たる財団法人友和会のパンフレット、外国籍戦犯をめぐる報道振りを含む。」とのこと。
- (66) 「旧」の全四八件が「CP58」から「CP95」にかけて複写媒体を伴う。複写媒体は計三八冊として一冊で複数のファイルを収録することもある。複写媒体はドッジファイルに綴じられていた。
- (67) 「公文書管理法」の第一六条第一項第一号イ及び「情報公開法」の第五条第一項第一号イに掲げられた情報。
- (68) 前掲、日暮「二〇二二年」、二五頁。
- (69) 前掲、「戦後外交記録公開 平成九年度外交記録公開」、一五七頁。前掲、日暮「二〇二二年」上では本省ウェブサイト上の記事が採用されている。註(13)に掲載URLあり。
- (70) 例えば三件の厚生省引揚援護局一九五五年二月一日調製「韓国台湾出身戦争裁判受刑者名簿」(収録簿冊は平11発総06016100、平11発総07302100、平11発総08073100)に明らかである。「最終審査日」を遡るほど「黒塗り」の範囲は広い。金田敏昌「厚生省統計が伝える台湾・朝鮮人BC級戦犯者数「三二一名」に関する検証―法務省資料を用いて」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第一六号、二〇一九年三月、六六―七三頁。
- (71) 外務省記録、D:1.3.0.1<sub>1</sub>所収。「利用決定日」は二〇二二年七月六日。

- (72) 数千人分と思しき住所が公開されている。ただし一部の本籍にマスキングも見られた。
- (73) 註(23)を参照。
- (74) コロナ禍による海外からの渡航が不可能となったことも一因としてある。例えば台湾人戦犯を研究する鍾淑敏の談。
- (75) 「アジア歴史」ウェブサイトのトップページを参照。「アジア歴史資料」とは「近代における日本とアジア近隣諸国等との関係に関わる日本の歴史的な文書」を指す。  
<https://www.jacar.go.jp/>
- (76) 註(22)に例示した外務省記録「連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件連合軍との間の来往信綴」全四百数十巻の一部が閲覧できる。
- (77) 憲政資料室は「海外の諸機関等が所蔵している日本占領関係の公文書を中心としたコレクション」である「日本占領関係資料」を拡充させてきた。  
<https://mavi.ndl.go.jp/occupation/jp/index.html>
- (78) 最近における利活用 の代表例として熊野以素『九州大学生体解剖事件―七〇年目の真実』岩波書店、二〇一五年。
- (79) 拙稿「連合軍進駐直後におけるドイツ警察の治安実践と住民感情―ゲルゼンキルヒェン市警が「特記」した外国人犯罪（一九四五年）」『三田学会雑誌』第一〇二巻三号、三田経済学会編、二〇〇九年、四四九（一二五）―五七六（一四二）頁。
- (80) 画像の二次利用についても国立公文書館は「申請等の手続は不要」とする。前掲、「よくある質問」上の該当記事を参照。外交史料館では「出版・掲載・放映等で特定歴史公文書等を二次利用」する場合に「特定歴史公文書等特別撮影申込書」の提出が求められてきた。ただし同申込書（二次利用）は「出版・掲載・放映の許諾を目的とするものではなく、あくまでも任意で協力頂いている」とのことである。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/annai.html#sections>
- (81) 「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談」より引用。  
[https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaigi/kondankai/kondankai.html](https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kondankai/kondankai.html)
- (82) 註(57)の拙稿、二四頁。
- ※本稿で引用した全てのURLは、令和四年二月二日アクセス時点の情報である。